

令和 7 年豊能町議会 6 月定例会議
総務建設常任委員会

会 議 録

令和 7 年 6 月 5 日（木）

豊 能 町 議 会

令和 7 年豊能町議会 6 月定例会議
総務建設常任委員会

年 月 日 令和 7 年 6 月 5 日（木）

場 所 豊能町役場 大会議室

出席委員 5 名

才脇 明美 秋元美智子 中川 敦司
管野英美子 小寺 正人

欠席委員 なし

委員外出席 永 並 啓（議長）

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上 浦 登	副 町 長	高 木 仁
政 策 監	大西 隆樹	総 務 部 長	入江 太志
総務部理事兼税務課長	桑原 康男	都市建設部長	坂田 朗夫
都市建設部理事	大利 元樹	都市建設部次長	田中 克生
総合政策課長	山 内 拓	広報職員課長	奥 文 彦
総 務 課 長	田中 久志	行 財 政 課 長	寺倉 義浩
建 設 課 長	吉 澤 亘	農林商工課長	中谷 康彦
環 境 課 長	中 井 哲	吉 川 支 所 長	清 水 義 和
会 計 管 理 者	石 井 慎 子		

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 浜本 正義 書 記 平 田 旬

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和7年豊能町議会6月定例会議付託案件について

- ・ 第29号議案 豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件
- ・ 第30号議案 豊能町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例改正の件
- ・ 第31号議案 豊能町税条例改正の件
- ・ 第32号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第1回）の件
（関係部分のみ）

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（才協明美君）

おはようございます。

ただいまの出席委員は5名であります。定足数に達しておりますので、総務建設常任委員会を開会いたします。

委員会の開会に当たりまして、町長より挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

皆さんおはようございます。

本日は、お忙しい中御参集いただきまして誠にありがとうございます。

本日の総務建設常任委員会では、29号、30号、31号と32号議案の関係部分につきまして、御審査をいただくこととなっております。

詳細に御審査いただきまして、委員の皆様方に御理解を賜りたいと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（才協明美君）

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、御手元に配付のとおりでございます。

令和7年豊能町議会6月定例会議付託案件についてを議題といたします。

第29号議案、豊能町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

おはようございます。広報職員課、奥です。

それでは第29号議案、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件について御説明いたします。

着座にて御説明させていただきます。

議案書の17ページから18ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせて御覧ください。

本件は、一般財団法人自治体国際化協会が総務省、外務省、文部科学省と協力して実施する語学指導等を行う外国青年招致事業を活用して任用する外国語指導助手の月額報酬が引上げられたことに伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、条例の改正内容について御説明させていただきます。

語学指導等を行う外国青年招致事業を活用して任用する外国語指導助手の月額報酬については、民間の平均給与や地方公務員の給与等の動向を踏まえ、総務省、外務省、文部科学省の三省合意のもと報酬の見直しが行われました。

条例では、月額で定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額の上限を33万円と定めているところですが、今回の見直しに伴い上限を36万円に引き上げるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものです。

説明は、以上です。

御審査いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（才協明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

おはようございます。管野です。

昨日は、この語学指導者についての質問を総括質疑でされましたけれども、この第1項に規定すると書かれていますが、ほかにどのような職種があって、この豊能町には何人いらっしゃるのでしょうか。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

第1項に規定するのは、この33万円までとするという職になりまして、第2項、第3項といいますのは、時間給とかの規定になっておりまして、またこれは別の職種の方が適用されるものになっております。

以上です。

○委員長（才協明美君）

例えばどういう職種ですか。

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

例えば、国保診療所に勤務していただいて、週1日程度で来ていただいているお医者さんとかの時給等になります。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

この33万から36万に変わるっていうことですけども、この語学の方だけですか。ほかに職種はないんですか。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

はい。広報職員課、奥です。

月額33万が適用される職につきましては、この外国語指導助手の職の方のみです。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

第1項にその旨を書いたらいいんじゃないんですか。ほかにも可能性のある職種ってあるんですか。

○委員長（才協明美君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

今、防災の専門官でありますとか、そういった方も会計年度任用職員として任用させていただいてるところなんですけれども、こういった方も将来的にこの辺の上限に近い額に該当してくるかもしれません。

以上です。

○委員長（才協明美君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

今これに該当する方はいらっしゃるんですか。

○委員長（才協明美君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

33万円ちょうどという額に該当するほかの職の方はいらっしゃいません。

外国語指導助手の方が、この上限に達する可能性があります。

以上です。

○委員長（才協明美君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

制度としてこの第1項の中に入る職種というのはないんですか。

○委員長（才協明美君）

暫時休憩しますか。

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

今、月額を定めている職のうち、この第1項の規定を適用して任用しているのは、土木専門官と防災専門官とこの外国語指導助手になりますけれども、現在のこの33万円に到達する可能性があるのは、外国語指導助手のみとなっております。

○委員長（才協明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

ほかの質問です。今、例えば留守家庭児童育成室の募集とかされていますけれど、期末手当も書かれてありますが、この改定によって期末手当の額も変わるんですか。

○委員長（才協明美君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

今回のこの第1項で適用されてる外国語指導助手の方につきましては、国が行っている語学指導等を行う外国青年招致事業、これの仕組みを活用して任用しているところなんですけれども、この事業で任用される職員の方につきましては、期末手当の支給対象外となっております。ですのでこれが上がることによって、期末手当には影響しません。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、次にございませんか。

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

ちょっとややこしい内容かなと思ったんですけど、結局は、この外国語指導助手、その方が多分このタイプの中で一番高い。そういう方の給料が上がるから、さらに36万まで上限を上げておくというふうに、私はそんなふうに解釈したんですけども、こういった改定が行われることによって、今後、何かその影響額言いますか、その辺りは何か算出とかさされてるんですか

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

今回の上限が改定されることによりまして最大で36万円になるんですけども、この外国語指導助手の方、任用初年度とかは、もうちょっと低いんですよ。

今、現状で言いますと28万円が初年度の額になります。これが今回上がったことによって、初年度が33万5,000円となります。この36万に到達するのは、4年目以降の方になりますが、通常4年間任用することはあまりございません。大体3年ぐらいで、帰国されたりします。ですので28万円が33万5,000円に上がるので、単純に月額5万円ちょっと上がるというふうに見込んでおります。

以上です。

○委員長（才協明美君）

ほかにございませんか。

○委員（管野英美子君）

秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

今の説明でね、当初は28万で今度これによって33万5,000円になるという、その金額っていうのは町独自に決めていくことができるんですか。それともそれももう国のほうから決まってるのかどうかだけお尋ねします。

○委員長（才協明美君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

この語学指導等を行う外国青年招致事業を通して任用するこの外国語指導助手の任用条件につきましては、基本的に全国一律で行いなさいということになっております。

以上です。

○委員長（才協明美君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（才協明美君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才協明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長（才協明美君）

挙手全員でございます。

よって、第29号議案は、原案のとおり可決されました。

第30号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

第30号議案、豊能町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例改正の件について御説明いたします。

着座にて御説明させていただきます。

議案書の19ページから20ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせて御覧ください。

本件は、令和7年6月に支給する町長の期末手当を減額するものです。令和6年12月の本条例の改正により、期末手当の支給割合が増額改定されましたが、特例として同年12月に支給する町長の期末手当については、改定前の支給割合とされたところです。

今回、令和7年6月に支給する期末手当についても同様に、改定前の支給割合とするものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は、以上です。

御審査いただき御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（才協明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。おはようございます。

これは半年前の12月のときにも同様の改定を確かめ、出されてたと記憶してます。それはあくまでも12月の分だけっていうことで、半年後は半年後でまた考えますみたいな、そういうふうな御答弁やったのかなと思いますけども、その半年たって今回、同様な形の改定をなされてるというふうに私は思ってるんですけど、それでよろしいんでしょうか。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

趣旨としましてはそのようなことでして、令和6年12月に附則として特例で従前の率とするものに加えて、さらにもう一つ附則を加えて、7年6月の支給についても改定前のものとするということになります。

以上です。

○委員長（才協明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

ということは、今年のまた年末にも人事院勧告等あるんかなとは思いますが、いずれにせよ、また今回6月だから次はまた12月になったら同様に12月はどうするかというところで、また判断をするということになるということですね。

○委員長（才協明美君）

はい、奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

今年の人事院勧告が、どのようなものになるかちょっとわからないんですけども、一般職のほうで増額改定された場合、また特別職等においても準じた改定内容で上程させていただくかどうかというのは、まずそこが条例として上げさしてもらうか。上げたときに、特例で率をどうするか。本則どおりにするの

かというのはその時々で御議論させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（才協明美君）

ほかにございませんか。

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

小寺です。

去年の12月に改定されたんですね。それで附則が付いたと。それを何もしなかったら、上がったまま支給されることになっていたと、そういうことですかね。

○委員長（才協明美君）

奥広報職員課長。

○広報職員課長（奥 文彦君）

広報職員課、奥です。

昨年12月の改正内容は、0.1月分引き上げという内容なんですけれども、本則でそのように書かせていただいて、附則のところで特例として、「ただし6年12月に支給する分は、町長に支給する率に関しては、従前の率とする」と書かしていただいていたので、これがこのまま何もなかったら、あくまで去年の12月だけの特例ですので、今回、この改正条例を上げなければ、7年6月の支給は、本則にのっとって増額された2.25月分の支給となります。

以上です。

○委員長（才協明美君）

ほかにございませんか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才協明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才協明美君）

挙手全員であります。

よって、第30号議案は、原案のとおり可決とされました。

第31号議案、豊能町税条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい、桑原総務部理事。

○総務部理事（桑原康男君）

おはようございます。

第31号議案、豊能町税条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の21ページをお開きください。

本件は、地方自治法の改正に伴い本町税条例において所要の改正を行うものです。

条例の概要説明資料及び新旧対照表に沿って御説明申し上げます。

概要説明資料の改正内容の1. 公示送達について、インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正につきましては、町税の賦課徴収に関する書類が、住所等が明らかでなく交付ができない場合に、役場の掲示場に必要事項を掲示することで、書類の送達があったものとみなす公示送達の制度に関しまして、町のホームページで公示事項を表示する方法などが省令で定められたことに伴う改正で、インターネットを用いる方法に加えて、従前と同様に書面を掲示場へ掲示すること、又は事務所に設置したパソコンのディスプレイに表示したものを閲覧することができる状態に置くことによってすることを定めるものでございます。

実際、本町で公示送達を行う事例というのは非常に少なく、実務的には大きな影響はないというふうに考えておるものでございます。

2の特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備につきましては、19歳以上23歳未満で、合計所得金額が扶養控除の対象となる58万円を超えて、123万円以下の親族が特定親族と

して新たに控除対象となるため、条例中の規定を整備するものです。所得控除の項目や申告書の記載事項に、特定親族や特定親族特別控除の文言を追加するものでございます。

3の加熱式たばこにかかる市町村たばこ税の課税標準の特例につきましては、加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは、紙巻たばこ1本として課税する仕組みとするものでございます。

その他の改正につきましては、施行規則の定義が前の条に置かれたため、定義後の用語に改めるものでございます。

施行期日につきましては、1については政令で定める日、2については令和8年1月1日、3については令和8年4月1日からいたします。

町たばこ税に関しましては、経過措置として、令和8年4月1日からは、現行の換算方法を半分用いて算定し、令和8年10月1日からは、全て新たな換算方法を適用することといたします。

説明は、以上です。よろしくお願いします。

○委員長（才脇明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

公示送達についてお聞かせください。

玄関前のガラス戸のところに表示をされると思うんですけど、これからはインターネット、ホームページにも掲示をされるという理解でよろしいですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、桑原総務部理事。

○総務部理事（桑原康男君）

委員おっしゃるとおり、ホームページに掲載することとなるものでございます

○委員長（才脇明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

ホームページなんですけども、お知らせのところに掲示をされるんですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、桑原総務部理事。

○総務部理事（桑原康男君）

はい。総務部、桑原です。

トップページから見れるようにするというのは、かなりちょっとプライバシーのことにについても配慮しなくちゃいけないというのがございます。なので、全国的な問題になるかと思うんですけども、いかにして知らせつつ、プライバシー保護の観点から適切な措置ができるかというのが今後示されていくものというふうに考えるところでございます。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

個人情報が入ったらモザイクかけるとかそういうことですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、桑原総務部理事。

○総務部理事（桑原康男君）

はい。総務部、桑原です。

テキストデータといいまして、文字で検索しやすくする方法によると、一斉に収集されるという恐れがございます。なので画像データとして、文字を絵としてれば読み取れないということでもありますので、そういうのには対処するということは示されております。ただどの程度のアクセスのしやすさっていうのは、今後の検討課題かというふうには、議論されているところでございます。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

基本的なことを伺って申し訳ないですけども、公示送達とは例えばどういったものがあるのか。それお聞かせください。

○委員長（才脇明美君）

はい、桑原総務部理事。

○総務部理事（桑原康男君）

はい。総務部、桑原です。

公示送達と申しますのは、行政機関が、私人に通知などをする場合に、所在が不明なとき、一定期間を掲示することで送達がされたとみなす制度です。

今回の改正につきましては、国のデジタル規制改革推進方針からアナログ規制の見直しがされ、書面掲示の規制について改正がされたことによるものでございます。

公示到達そのものは、税の事例で申しますと、督促であるとか滞納処分ですね、その際に相手方に送達をするということが要件になってきますので、それを公示送達によって送達されたこととみなすことによって次の処分ができるという制度となっております。掲示後7日間をもって到達したとみなすというふうになっております。

先ほども申しましたが、プライバシーの保護のこともございますので、必要以上の掲示期間、閲覧できるような状態に置かないようにすべきであるというふうにはされておるところでございます。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

昨日ですね、一般質問の中でね、特定空家とか管理不全空家、これの勧告に従わない。この場合はどうするのかっていう質問ちょっとしたんですけど、この場合も町税だからね、固定資産税やから町長に権限でもってできるんだけど、相手に届かない。相続で起こる問題なんかは、届かないケースもあるんですよ

ね。相手方にね。これをもって公示したというふうにできることになるんですかね。

○委員長（才脇明美君）

桑原総務部理事。

○総務部理事（桑原康男君）

はい。総務部、桑原です。

固定資産税に関しましては、滞納処分をする際には公示到達ということは、手続きとしては認められるかと思います。

今回おっしゃっておられるようなケースに関して、この公示送達が適切かどうかというのはまた別の問題かというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

そうすると、できる規定ということですかね。公示送達はできるけれど、しないといけないということではないと、そういう意味ですかね。

○委員長（才脇明美君）

桑原総務部理事。

○総務部理事（桑原康男君）

はい。総務部、桑原です。

後に続く滞納処分ですね、処分の要件として、相手方に送達してる状態にしないといけないということが定められておりますので、その点を満たすために公示送達という手続きが定められているというふうに考えておるところです。

○委員長（才脇明美君）

よろしいですか。

関連ですかね。

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

要するに町長がですよ、指導・勧告したと。しかし、それに従わないと。従わなかったら町のできることにっていうと、何ていうかな、

命令っていうことはできないから、罰則ではないけれど、固定資産税の軽減措置をできませんよということでもって、罰則に当たらないけども、それに準ずることができると思うんだけどね。できるんじゃないのかなと思ってるんですけど、できないんですかね。

○委員長（才協明美君）

桑原総務部理事。

○総務部理事（桑原康男君）

はい。総務部、桑原です。

実際のところ公示送達の問題っていうのは、相手方の所在がつかめないということです。そういった軽減の特例が受けられないということで納税額が上がると。そもそも、通知書も納付書もお持ちでないの、税負担というのがその人に、その行為を持ってかかるという状態にはならないのかなというふうに思います。

特定空家の問題の解決手段として、今回のケースというのは、直接は関係してこないのかなというふうには思われるところです。

○委員長（才協明美君）

はい、ほかにございませんか。

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

別な項目にちょっと移らせていただきますが、まず3番目ですね、このたばこ税に関することなんですけども、この新旧対照表かな、この分にいきますと、令和8年4月から、令和8年の10月からということで、いわゆる換算の仕方に変化がありますけども、これ結局、この新しい換算の方式でいくほうが、たばこ税としては高くなる、多くなるっていうことなんですかね。

○委員長（才協明美君）

桑原総務部理事。

○総務部理事（桑原康男君）

はい。総務部、桑原です。

委員おっしゃるとおり、新たな換算方法によると、税率が上がると。上がるというよりも紙巻たばこの税率に近づくというふうにするものでございます。

もともと加熱式たばここと申しますのは、近年は紙巻たばこの代替として普及してきておる実態がでございます。ただ、紙巻たばこよりも税負担ですね、税負担水準が低く課税の公平性を欠いているというような状況にございました。なので、およそ紙巻たばこ税額と比べて1割から8割程度とかなり低かったものがございます。

そうしまして、平成30年から令和4年まで5回に分けて、加熱式たばこの増税が段階的に実施いたしました。それでも、まだ紙巻たばこに比べて税額は低くなっておりましたので、その税負担の差を解消すべく今回の見直しがされたというものでございます。

以前の換算方法につきましては、価格の要素、値段ですね、重量の要素と価格の要素、この二つをもって税率を決めておったというようなところなんですけども、ほぼ紙巻たばこ1本と加熱式たばこ1本というのは、ほぼ近いというようなことで税率が算定できるように改正をしていこうというものでございます。

○委員長（才協明美君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

私はたばこ吸うてないから、全然感覚がわからないんですけども、実際たばこ吸ってる方からしてみたら、この加熱式をやっての方はですね、どれぐらいちょっと影響出るんですか。1箱いうんか、私何本入ってるか知りませんが、その辺り何かわかる範囲でお答えいただければと思います。

○委員長（才協明美君）

桑原総務部理事。

○総務部理事（桑原康男君）

はい。総務部、桑原です。

ただ、加熱式たばこに限らず、たばこ税自体の増税が予定されております。それとも合わせていきますので、一概には言えないんですけども、1箱50円ぐらい段階的に上がっていくのと、また全体では30円ぐらいと、結構上げ幅が大きいことにはなっているというふうなところです。

以上です。

○委員長（才協明美君）

中川委員。

○委員（中川敦司君）

30円とか50円とかいうそういう今数値をおっしゃいますけど、加熱式たばこそのものの値段私知らないですけども、その金額が何ぼでそれに対して、50円とか80円とかいうふうなそういうふうな数値で言っていただくと非常にわかりやすいんですけども、誰か吸っておられる方あったら。

○委員長（才協明美君）

はい、桑原総務部理事。

○総務部理事（桑原康男君）

はい。総務部、桑原です。

まだちょっとこれ新たな小売価格っていうのがまだ公表されておられません。なので、どれぐらいの値段になるかというのは、まだ定かではないです。増税部分で丸々値上げた分を価格を抑えるようなことで販売が下がらないような、そういうような計画もされるかと思っておりますので、一概には言えないかなと思います。言えれば100円は上がるだろうなというような感覚ではいてるところです。

○委員長（才協明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

すいません。公示送達ね、もう一遍確認っていうか教えていただきたいんですけど。これ今度、管野委員の質問にありましたように、ホームページか何かで見られるようになるということですが、その期間は7日間ですか。

さっき7日間て触れたのは、その期間的な、閲覧できる期間ってのは変わらないんですか。しかもそれは7日間ですかという質問が一つです。この期間というのは、町によって決まってるのかどうか。

もう一つ、これにするとホームページが、失礼な言い方すると見やすくなるっていうのかな、情報が届きやすい。相手も見ってくれるかもしれないということかもしれないけど。これによって次の段階へどう進めるのか。その2点お願いします。

○委員長（才協明美君）

はい、桑原総務部理事。

○総務部理事（桑原康男君）

はい。総務部、桑原です。

7日間のことにつきましては、もうこれは法令で定められている事項でございます。

その後ですけれども、公示送達というのは手続きですので、この手続きを踏んで次の処分等に移っていくというような流れになるものでございます。

○委員長（才協明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

この条例改正は、相手の方、要するにそれぞれ所在不明者が自分の情報を見やすくするための手段が一つ増えたっていう理解でいいのかな。だってほかは変わらないですよ。手続的なところは。相手に対していかに届けられるかっていう、そういう手段の改正と見たらいいですか。

○委員長（才協明美君）

桑原総務部理事。

○総務部理事（桑原康男君）

はい。総務部、桑原です。

主には、裁判所等で公示送達というのは利用されてるかと思います。

その一環で、税に関してもこういった制度というのがなってきたものでございます。

ただ、インターネット等をお使いにならないような方っていうのも一定いらっしゃいますので、その方向けには、従来の掲示場での掲示も残していこうというものでございます。

手段としましては、委員おっしゃるとおり、紙ベースからデジタル化っていう流れを踏まえて、こういった制度が導入されたというふうに解しておるところです。

○委員長（才脇明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

申し訳ないけど、7日間でどんだけの効果があるのかなってのは率直な疑問なんですよ。ね。

これ、1年とか近くやってるとかって言うんなら、見てもらう可能性もあるかもしれないけど、7日間っていうのは何か効果あるんですか。

これは国の問題だからどうこう言えないけど、感覚的にどうなのかなという、単なる手続的にやりましたよっていうぐらいのレベルでいいのかな。

○委員長（才脇明美君）

桑原総務部理事。

○総務部理事（桑原康男君）

はい。総務部、桑原です。

これはもう法令で定めておる手続という理解でございます。

効果に関しましては、余り期待できないのではないかなというのが、実際のところではあります。

○委員長（才脇明美君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

小寺です。

2番目のですね、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備というやつですけどね、これそもそもが国民民主党がですね、手取りを増やすという、何か公約を果たすためにです

ね、178万にえらいこだわってましたよね。

そのときに、自民党が123万円と。何か、自民党がですよ、決めたとおり、これが決まったから、それに付随してこの特定親族の控除額も上がると、そういう意味ですよ。

○委員長（才脇明美君）

はい、桑原総務部理事。

○総務部理事（桑原康男君）

はい。総務部、桑原です。

今回の税制改正につきましては、就業調整の観点から、国税と同様の措置として、大学生年代の子などに対する新たな控除として特定扶養親族控除と同額の控除を設けるものでございました。

所得要件につきましては、103万っていうのが以前から言われておったんですけども、これの基になります給与所得控除、これが55万円から65万に10万円増額。これと所得税における基礎控除も同じく10万円増額になりました。

そのことによりまして103万から123万というのが、給与収入の要件として変わったところでございます。

内容としましては、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応、いわゆる扶養控除が103万超えると取れなくなると、大学生年代の人の就業調整等が行われたというようなことに関してまして、給与収入の控除額ですね、これを上げるということによって対応しようというふうなものでございます。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

とにかく所得控除ですよ。国民民主党が言ってたね。今回はそれが決定したから国会を通過したと、123万円だね。だからそれに沿って、豊能町としては、町税で、何ていうんですかね、地方税ですよ、町民税、これ

に関わるのが、この特定親族特別控除というのが対象になると、新たにね。それとは別ですよ、これはね。別にこれが聞いてしないといけないからやっていると、そういう意味ですよ。

○委員長（才脇明美君）

はい、桑原総務部理事。

○総務部理事（桑原康男君）

はい。総務部、桑原です。

委員おっしゃるとおり、新たに制度が創設されましたのでそれに対応するための条例改正でございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、よろしいですか。

中川委員。

○委員（中川敦司君）

今のこの2項目めの関連の質問になりますけども、結局、今回の特定親族特別控除の創設、これによりまして本町の町税といたしますか、そちらのほうへの影響額とかいうのはわかるんでしょうか。

○委員長（才脇明美君）

桑原総務部理事。

○総務部理事（桑原康男君）

はい。総務部、桑原です。

町内の19歳から23歳未満の人口につきましては約400人で、この控除の新設によって新たに控除の適用がされるという場合はもともと、103万円以上の給与収入があって、扶養から外れてた人になりますので、そう多くはおられず、影響額というものは僅かなかなというふうに考えております。

むしろ給与所得控除ですね、こちらの改正のほうが大きくて約1,200万円程度は、今のそのままの収入額、所得であると考えた場合には、その程度の減収となるというふうに見込んでいるところです。

今まで給与収入が55万円を超えて、190万円までの給与所得者の方が最大で10万ずつ課

税所得が下がりますので、町税にしますと6%で一人最大で6,000円減税となりますので、国全体としましても、市町村税で500億近くの見込まれているというようなところでございます。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

よろしいですか。

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才脇明美君）

挙手全員であります。

よって、第31号議案は、原案のとおり可決されました。

第32号議案、令和7年度豊能町一般会計補正予算（第1回）の件（関係部分のみ）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

順次発言を求めます。

はい、寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

それでは、第32号議案、令和7年度豊能町一般会計補正予算（第1回）の件につきまして、関係部分にかかる提案理由を御説明申し上げます。

それでは御手元の補正予算書の7ページを御覧ください。

○総務課長（田中久志君）

総務課、田中です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

補正予算書の7ページでございます。

第3表の債務負担行為補正（追加）のイントラネット更新事業でございますが、イントラネットの運用経費につきまして、サービス価格の改定によります令和7年度から8年度まで、追加で債務負担を設定するものでございます。

○委員長（才協明美君）

はい、寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

はい。行財政課、寺倉です。

続きまして8ページを御覧ください。

第4条といたしたいしまして地方債の補正でございます。

第4表 地方債補正（変更）に記載のとおり小中一貫校施設整備事業の年割額の増に伴い増額するものでございます。

次に、今回の歳入歳出の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に歳出について御説明申し上げます。

○委員長（才協明美君）

はい、山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい、総合政策課、山内です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは14ページを御覧ください。

款2．総務費、項1．総務管理費、目6．企画費の5．地域公共交通促進事業でございますが、地域公共交通を担う路線バス、タクシーの運転士を確保するため、公共交通事業者に新たに運転士として就職された方を支援する補助金にかかる費用を補正するものでございます。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

同じく補正予算書の14ページの目10．防災諸費の2．防災対策事業でございますが、町民の安全安心を支える危機対応力の強化を図り、災害情報の伝達手段の強化、多様化を進めるため、テレビプッシュの運用にかかる費

用を補正するものでございます。

歳出の説明は、以上でございます。次に歳入につきまして御説明申し上げます。

○委員長（才協明美君）

寺倉行財政課長。

○行財政課長（寺倉義浩君）

行財政課、寺倉です。

それでは12ページを御覧ください。

款19．繰入金、項1．基金繰入金、目1．財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整としまして3,558万3,000円を増額するものでございます。

続きまして13ページを御覧ください。

款22．町債、項1．町債、目6．教育債でございますが、西地区小中一貫校施設整備事業の年割額の増額に伴う町債でございます。

説明は、以上となります。

御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（才協明美君）

これより本件に対する質疑を行います。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

14ページの防災対策事業の253万円ですが、テレビプッシュのメンテナンス費用とおっしゃいましたけれど、今、アンケートをとられて、もう使わないっていう人もいると思うんですけど、このメンテナンス費用というのがどういうものか具体的にお答えください。

○委員長（才協明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

今回補正予算で上げさせていただいております業務委託料253万円なんですけども、テレビプッシュのシステム運用費を見込んでおります。委員御質問のとおりですね、使ってる人少ないのにまた続けるのかということなんですけど、確かにアンケートの結果を見ま

したら、日常的に使用していない方というのも一定数おられることは承知をしております。その方がなぜ使わないのかっていうところは、深掘りして検証する必要があるというふうに思ってるんですけども、一方で続けて利用したいという方も半数以上おられるのもまたこれ事実でございます。

今回、より効果的に事業を実施するにはどうすればよいかということを考えまして、防災を主目的で取り組みたいというふうに考えております。

○委員長（才協明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

続けて使いたいっていう人、幾らかかるのかということも何も示されないアンケートだったと思うんですね。で、これをずっとメンテナンス費用やからずっとこのうまいこと言われへんけどつなげておかないと、これで一旦切ったらもう次使うのが大変だからということですか。

○委員長（才協明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

実証実験に御協力をいただいております。モニターの方につきましては、改めて通知をしていきたいと考えておりまして、今後続けるに当たりまして、これまでどおり無償でいくのか、あるいは有償に移行していくのかということも検討して決定をした上で、モニターの方には、御案内をさせていただいて、そこでどうするのかというのは一定判断をいただくという形で続けていただくかどうかというのは、確認をしようと思っております。

一応防災のほうで事業化していきたいという考えでございますので、御予算をお認めいただいたときにはイツコム、業者のほうと

ですね、改めて契約をさせていただいて、このテレビプッシュの事業を続けていきたいというふうに考えております。

○委員長（才協明美君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

戸別受信機もあるじゃないですか。それと両方持つてはる人もいますね。テレビプッシュ持つて帰ってって私預かった人もいますけど、この辺りの調整はどうされてるんですか。

○委員長（才協明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

総務課、田中です。

災害時の情報ということで、これまでも民間の情報も含めると多様な手段を組合せて情報伝達を行っているんですけども、特に今回は、スマートフォンをお持ちでない方を中心にといいますか、考えておりまして、その情報伝達につきましてその情報量ですとか、即時性とか、そういったことを考えたときにはやっぱり課題があるのかなと思っております。

戸別受信機をお持ちの方については、ターゲットといいますか、その対象者が避難行動要支援者名簿に載っておられる方、それからレッドゾーン・イエローゾーンにお住まいの方ということで、ちょっとそこはテレビプッシュのほうと対象者を切り分けて、多様性ということで並行して事業を進めていきたいというふうに考えています。

○委員長（才協明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

スマートシティ特別委員会でやったほうがいいのかもかもしれませんが、あのアンケートは、月額1,000円かかりますとかということを書いてなかったわけですね。そしたら今

まで使ってた人は使いたいって思うかもしれないじゃないですか。

今回これをつなげておかないと、今後、聴覚障害者の人にも利用しようかという考えもあるわけですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

総務課、田中です。

今回テレビブッシュを事業化できたときにはですけども、聴覚障害のある方ってのはもう本当に主たる対象者といいますか、メインのターゲットになってくるのかなと思っております。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

今のページの上の地域公共交通促進事業、こちらのほうで質問をさせていただきたいと思います。

昨日総括質疑のほうで、いろいろ質問が出て、人数とか金額掛ける何か月とか何人とかいうふうな、いわゆる答弁がございましたけども、結局のところバスにせよ、タクシーの運転士さんにせよ、こういう形で補助金を出して何とか確保していくというふうなそういうふうな形の支援金、補助金なんですけども。タクシーであれば、当然ながら京都タクシーの方になると。それから、バスの場合は、当然ながら阪急バスというふうな、この二つというふうに考えていたらまずいいんですね。

○委員長（才脇明美君）

はい、山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

総合政策課、山内です。

中川委員おっしゃるとおり、町内の事業者で阪急バス株式会社とタクシー事業者は、京都タクシー株式会社を想定しております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

その次の質問ですけども、京都タクシーさんといえば豊能町でいくとときわ台の駅前に事業所がありますので、当然ながらタクシーの運転士さんがこういう補助金を使って、運転士さん確保しはったら、たぶん豊能町の中で走っていただける運転士さんとして活躍をいただけるものと私は思うんですけども、ただ阪急バスの場合どうなのかなと。阪急バスというのは、この町内だけじゃなくて箕面を走ってみたりとか、希望ヶ丘も当然やけど池田のほうに行く便もありますけども、そういういろんな、そこだけやね、阪急バスって結構範囲が広いんでね。

だから、豊能町が補助金を出して、バス会社のほうで運転士を何とか確保しはったと。けども、その運転士さんが、本当にこの豊能町内の路線のバスで運転していただけるのか、はたまた、いやいやこの方、何か宝塚のほうで走ってますわとか、そんなふうなことにならないのか、ちょっとそれが心配なんですけど、その辺りどうお考えでしょうか。

○委員長（才脇明美君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

今回町の路線に縛ることはできないのかなと思っております。一応会社のほうで採用される職員になりますので、会社のほうで路線は決定されていくのかなと思っておりますけれども、町としましては、今回の大幅減便の原因が、乗務員が足りないというところが大幅な減便になってますので、そういった乗務員の確保っていうところと、あと将来的にも、まだ半年後なのか一年後なのか乗務員不足っていうのは、まだ解消されておきませんので、

そういったところで将来を見据えて乗務員確保の施策として今回補正予算を上げさせていただきます。

町のほうで予算を認められましたら、阪急バスのほうと京都タクシーのほうには町としては、乗務員確保に対して危機感を持っておりまして、こういう補助金で対策をしていきたいというようなことは、事業者のほうには伝えようと思っておりますし、もしこういった補助金を利用して町のほうに来ていただいて、乗務に当たっていただく方がいてれば、もちろん阪急バスと京都タクシーのほうにも伝えていくことはできるかなと思っております。

町だけが今回減便の対象の町になったわけではなくて、黒字路線である箕面市であったりとか、豊中、池田も減便になってますので、町がこういう対策をしているというところを、またそういった地域の近隣の自治体にも示しまして、こういった乗務員確保の補助支援事業を、ほかの市のほうでも対策をしていただいて、こういう地域として取り組んでいくようなことに広がっていけばいいかなと考えております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

いや豊能町が今回やったこのやり方を、箕面とか池田とかそういうね、ほかの地域でもやってもらえるようにしたいということやけど、それやってもらわないと、ほかはやらないと、うちだけでやってたら、うち出し損になるんかなと思うけどその辺りどうなんですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

こういった取組をしているというような広報、PRといいますか、ブロック会議っていうのも近隣の市が集まって、交通事業者の担当者会議とかもありますので、そういったところで町の対策として報告していければ、ほかの市に対しても、こういった取組していかなあかんのかなというようなところも思っていたけるのかなとは思っております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

実際、箕面や池田とか豊能町の路線が走ってるような地域、そういうふうなバスが走ってる地域も同じように、肩並べてやっていただけるのであれば、そのときにバスの運転主みたいな形にしたほうがいいのかと。

今、やったとしてもほんまに箕面や池田やそういう地域が同じようなことをやっていただけたらとは確証はないんですね。そうだったら、まずは、どちらかバスよりも、まだ可能性の高い運転手を確保していただいたら、豊能町で活躍してもらえそうなタクシーのほうに力点を置いた形で補助を出していくというふうなほうが私はいいのかなと思ったりもするんですけども。そういった意味で、まずはタクシーでやってみて、ほんでほかの近隣の箕面や豊中や池田かな、そういった地域が、一緒なら私らも出しますみたいなことなんやったら、その時一緒になって横並びでパーンてこういうバスにも、バスの運転士さんにもこういう制度を提供しますみたいな形でやったほうが、私はちょっといいのかなと思いますけどもその辺りどうなんでしょうか。

○委員長（才脇明美君）

はい、山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

この補助金の対象になったときに豊能町の

路線限定で採用してくださいっていうようなことをバス会社等には、条件としてはつけないだろうなというのは考えておまして、そういったところでは、やはり乗務員確保が、近隣、豊中、箕面、池田がもしこういう取組をしないまま豊能町も何もしないということであればさらに豊能町に対しての減便というところが迫ってくるのかなとも考えておりますので、まず町で何かできることっていうところでこういった補助金、乗務員確保の支援の対策を行っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

今の話なんですけども、この阪急バスにしても京都タクシーにしても、運転士さん、豊能町に住んだらこんだけ出ますよってのがありますよね。生活何とかかな。ですよね。

ですからちょっと運転する場所は、ちょっと豊能町から離れても、豊能町に住んでもらうということの前提条件ですね、これ。前提条件が全てですね。それを確認させてください。

○委員長（才脇明美君）

はい、山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

今回、補正予算上げさせていただいております就職支援補助金と、あと家賃支援補助金と生活支援補助金、全ての補助金に対しては、申請の時点で豊能町のほうに住んでいる方ということを対象に条件として入れております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

その場合募集するというのかな、宣伝かな。こういうふうな豊能町こういうふうやって

ますよという、そのところというのはタクシー会社、阪急、豊能町、どこが主に力入れて、この制度をPRしてくださるのか。この辺りどう考えてるのかっていうことと、もう1点は、せっかく来ていただいて、これは何年住むとか、会社には何年働くとかっていう条件付きなのかどうかっていう2点お願いします。

○委員長（才脇明美君）

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

PRの方法につきましては、町のホームページと広報は普通に行っていくことになるかと思いますが、予算認められましたら、阪急バスとタクシー事業者のほうにもこういう補助金がありますというようなことで、募集かけるときに、チラシといいますかそういったものと一緒にPRしてもらえないかという話はしに行こうかなと考えております。

こちらの補助金のほうなんですけれども、就職支援補助金のほうは、ベースに補助対象としてまして、それプラス、あと家賃支援と生活支援補助金というのを考えているというところです。

就職支援補助金のほうの条件としましては、バス事業者とかタクシー事業者として勤務されて、1年以上の雇用期間があつて、6か月以上勤務された方が、申請の対象というところで縛りをかけております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

私からちょっといいですか。

阪急バス、今、勤めておられる方が豊能町に引っ越しするとか、そういうのは別ですよ。別ですよ、もちろん。いやいやそれは困ると思ってるんですよ。ドライバー不足でドライバーを増やそうとしてるんですから。

例えば、阪急バスのどちらかの宝塚とか住んでる人たちが、豊能町で負担してくれるわ

とか言って。

山内総合政策課長。

○総合政策課長（山内 拓君）

はい。総合政策課、山内です。

こちらの補助金につきましては、一応住民登録基本台帳に登録されている方で、雇用が1年以上の雇用の定めがあって、6か月以上雇用された方に対象となっておりますので、もう既に阪急バスであるとか、京都タクシーに就職されている方については、対象外となっております。

条件としましては、令和7年4月1日以降というところも条件に入れようと思っておりますので、それ以降に就職された方が対象になるかと思っております。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

その下のテレビプッシュの質問ですが、この253万、ちょっと内訳を教えてください。メンテナンスか、通信費が33万ってのは教えていただきましたけども、

ほかお願いします。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

総務課、田中です。

業務委託料253万円の内訳ですけども、システムの運用費、保守費、メンテナンス費といたしまして220万円。この金額につきましては、端末300台までの年間の固定費ということになっております。

あと、今各施設等に設置しておりますテレビプッシュにつきまして、モバイル回線を設置しております、その回線の通信費が33万円ということで合計253万円となっております。

○委員長（才脇明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

ということは単純にごめんなさいね。保守メンテナンスで200何万で言ってましたね。言ってましたね。ということは、それは毎年続くってこと。

お尋ねします。

○委員長（才脇明美君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

この300台までのこういった契約方式になりますと、この金額が継続してかかってくるというランニング経費ということになっております。

○委員長（才脇明美君）

はい、永並議長。

○議長（永並 啓君）

これ新規事業ですよ。何かどさくさ紛れにスマートシティの流れでこういってまですけど、最終年度で修正かけたときは、町長からこれを一般の方ではなく防災として聴覚障害者の方を対象にということ、じゃ継続しましょうかですよ。そこの整理もつかないまま新規事業の詳細な説明もないまま補正予算で上がってるんですよ。

これ、あり得ないかなと思ってるんですけど。もう少し、そしたら聴覚障害者には何人おられて、この方たちには無料で配ります。今までの人たちには、確実に有料ですよ。

だからそこら辺もうちょっと整理して、これからの事業展開なんかも既にこちらに提示していただかないといけないと思いますよ。

○委員長（才脇明美君）

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

ちょっと説明が足らずで申し訳ございません。

この事業、総務課の田中が何で説明してる

かって、当然防災事業の一環としてやらせていただくものでございまして、この間の議会とのいろいろ意見交換を踏まえまして、我々この制度をどう生かしていくのかというところで申し上げますと、やはり聴覚障害の方を対象に、こういうものがあれば防災対策の一環になるというところに重きを置かせていただいております。

それに付随して、今まで使ってらっしゃるテレビプッシュの利用者の方にアンケートをとって、使いたい方がいらっしゃったらそれは有料になるかもわかりませんが、そこところは、そういう防災システム、防災対策の一環として、この制度を我々これからも活用していきたいという思いで上げさせていただいております。

聴覚障害者、じゃあどれだけいてるのかというと、いろいろ手帳持ってらっしゃる方とかいろいろおられますんで、それが93人いらっしゃるようでございます。

その方たちには無料で、このシステムを維持していこうかと。その維持していくにはここに予算上げさせている金額が、どうしても必要になってくるということになります。

300台って申し上げておりましたので、もっと我々これ、いろんな小さな自治体であれば個別にもっと費用を下げられへんのかというようなことも業者といろいろ話はしてるんですけども、この300台というのが一番最低の案内できるものですよということを言われてまして、100台やったらもっと金額下がるんちゃうのとか、1台1台で契約でけへんのんとかいろいろ交渉はしてきたんですけども、これが今必要最低限のスペックのものですということで提示いただきましたので、この金額で我々予算を上げさせていただいております。我々の思いといたしましては、これあくまでも防災の聴覚障害、特に耳の聞こえない方にとってはこういう目でポーンと入ってく

るものですから、かなり有効なもんじゃないかなと。そういう93人の対象外の方でも耳が聞こえにくいお年寄りなんかもし希望される方があったらこれボンと上がってきますので、防災無線なんかがちょっと聞き取りにくいとかそういう方がいらっしゃったら、これも御案内できるのかなというところで我々今回上げさせていただいているものでございしますので、中で十分、議長いろいろおっしゃっていただいて、御心配いただいておりますけれども、一定我々の中では整理させていただいた上で今回予算を上げさせていただいてるということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（才協明美君）

はい、永並議長。

○議長（永並 啓君）

最初に聴覚障害者用ですよ。その説明しないと。テレビプッシュって言ったらスマートシティの継続になりますよ。一旦そこは切ってもらわないと、スマートシティが続いている限り、なぜK P Iが終わったのにまだやるのっていうことになりますよ。

テレビプッシュはこれから防災、聴覚障害者用でこういった形に使っていきますってなると、ほかの方たちはどちらかというと、もう有料でも使いたかったら使ってくださいにさせていただかないといけませんよね。

最低限この事業の計画なりを、やはりテレビプッシュでも画面にいろんな情報出てきますよね。そこらへんも整理しないんですか。そのまま引き継いで行うような形ですか。防災対策に使うのであれば、もう防災情報に限定することもできますよね。いろんなほかの情報を省くっていう、そこら辺の精査なりをしていかないといけないのにそこらも全く、今のままだと何かテレビプッシュの延長上にただ単にそれを聴覚障害者に広げましたってなってしまうですよ。

○委員長（才協明美君）

初めの説明では、配信だけでしたよね。それでこちらの側からテレビプッシュと言ったからテレビプッシュと答えられたと思うんですけどね。

初めはテレビプッシュということは言うてはれへんかったんです。

○議長（永並 啓君）

そこら辺の整理を、まずスマートシティの決着をつけて、それは今持っている人たちのを一旦回収してもいいはずなんですよね。回収した上で聴覚障害者の対象の方にこだけ配ります。こだけの費用は無料ですけど、これだけかかります。ということで、使いたい人は使ったらっていうような形で募集をかけたっていいわけですよ。

それが本当は、事業としては、進め方としては、普通の流れかと思えますけど、そこら辺をそうされなかったのはなぜですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

すいません。説明のほうがちっと漏れておったかもわかりません。今回は、防災の情報を伝達する手段として、テレビプッシュというものを活用して、聴覚障害者を対象に、メインの対象に行っていきたいという新たな事業でございます。

まず聴覚障害者93名については無料で、これはもう本当に災害の情報を伝えるということで、無料でお使いいただきたいというふうを考えておまして、今の3年間の実証事業でモニターとして参加していただいた方100名ちっとおられますので、この方々には先ほど申しましたように、改めてちっと御案内をさせていただく必要があるかなと思っております。有料プランにするか無料プランするかというのは、ちっと契約の中身の話でもございますので、そこは、できたら有料プ

ランでと思っておりますけども、そこは契約の話でもございますので、ちっとそこは今後ちっと調整をしながらですね、いずれにしましても一旦、整理をさせてもらった上で、事業のほうは進めていきたい。聴覚障害者については、いわゆるプッシュ式といいますか、無料のほうで使っていただくような事業として考えております。

○委員長（才脇明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

議長もおっしゃってましたけども、きちっとやっぱりしていただきたい。

これははっきりとしてテレビプッシュが、お耳の悪い方、聴覚障害の方の町のサービスだったらそれをきちっとやっていただきたい。

さっき副町長が言ったように、年寄りとか耳が遠いからと、そう言ったところで、何ていうかお情け的なところで無料にさせていただきたくない。はっきりと手帳を持っている人を対象に、豊能町として無料サービスで。幾ら90だろうが100だろうが、しっかり耳が聞こえて手帳がない人ならば、有料にさせていただきたい。

そのぐらいやっぱりきちっとね、行政として取り組んでいただきたいし、やっぱり最初の質問戻りますけども、この事業というのは年間やっぱりこの金額がずっとかかってくるわけですよ。

ですからそういう点、最後は要望になりますけどもお願いいたします。

○委員長（才脇明美君）

ちっと交通整理してね、また新たに説明していただきたいと思います。

よろしいですか。

はい、永並議長。

○議長（永並 啓君）

聴覚障害者用に無料で配る部分は、台数はあるんですか。その費用はどこに入るんです

か。

○委員長（才協明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

今回この契約の中身が先ほども申しましたけども300台までが同一の金額、この253万の中で300台までは対応いただけるということでございます。

したがいまして、この聴覚障害者の方、今93名ということで申し上げましたけども、93名は、この300台の中の予算の中で、全て対応が可能ということになっております。

○委員長（才協明美君）

はい、永並議長。

○議長（永並 啓君）

そこも説明足りない。いや、つまり機械代は、その300台に全部入ってるってことなんですよ。

普通はよく機械は別途費用かかりますとか、いろいろパターンがあると思うんですけど、それもわからない状態で進んでるから、ちゃんとした新規事業であれば、それなりのものを出さないと難しいですよっていうのはそこです。

○委員長（才協明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

総務課の田中です。

機械代も全て込みです。運用費、機械代それから、メンテナンス保守ですね、そういったものも込みで300台までのトータルのコストとして、この253万円というふうに御理解いただければと思います。

○委員長（才協明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

それでは予算認められたら、そのあとの日程、聴覚障害者と引き続き有料で使いたい人

と、どういう日程で取組まれますか。

○委員長（才協明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

まずは企業のほうと契約のほうをさせていただきまして、そのあと聴覚障害者の方には、こちらのほうからお知らせといいますか、御案内のほうを差し上げて、こういったサービスを開始しますということで、ぜひ御利用くださいということで、こちらのほうはもうプッシュ式で御利用いただくような形を考えております。こちらのほうから送ってと考えております。

設置に関しましては、企業のほうにお願いをしまして、各御家庭のテレビとですね、つなげるような設置をしていくと。

モニターの方については、先ほども申しましたけど契約の中身が、有料であるのか無料であるのかという整理が一定必要なもので、その整理を早急にいたしまして、決定しましたそのお知らせをモニターの方に送付して、有料であっても継続して使うのであればそういった契約が必要ですし、いやもうそれは返すわということであればもう御返却いただくというような対応をとっていかうかなというふうに考えています。

○委員長（才協明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

契約に関しては、本当に早急に、予算成立後早急ということで考えておりますし、聴覚障害者の方への案内についても、もう早急にさせてもらいます。

そのあとの、有料・無料のプランのところについては調整が必要かなと思いますので、そこについては、順次行っていくという形になります。

○委員長（才脇明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

よその家でテレビプッシュも見てるんですけど、何か最近かからなくなったとか言われてるんですね。どっか切りはったんかもしれへんけどね。そういうのはちゃんと、誰がやってくれはるんですか。民生委員呼びはったりするかもしれないけど、役場でやってくれはるんですか。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

総務課、田中です。

通信の障害ですかね。通信の障害につきましては、契約をする企業のほうが、今そのテレビプッシュと通信ができてるかどうかっていうのは確認がとれるような状況になってます。必要であれば、そういった今つながって、もし意図せずといいますか、御本人さんはつなげておきたいのに、何らかの障害でつながらないとかっていう場合は、対応が必要かなと思いますので、そこはちょっと企業と連携しながらやっていく、御自身が故意にといいますか、はずさはった場合はちょっとそれはまたあれなんですけど、基本的には、その何かの障害でということになりましたら、企業と一緒に対応していくという形になります。

○委員長（才脇明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

基本のところですけど、テレビがインターネットにつながってないと使えないんですよ。そしたら、そのインターネットの契約は、もうスマホも何も持ってはれへん人がいらっしやったら、インターネットの契約は自分でやらなきゃいけないんですよ。それは、聴覚障害者でも有料ですよ。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

基本的には、インターネットの契約は、御自身で行っていただく形になります。あくまでもそのテレビプッシュの利用料につきましては無料ということになります。

○委員長（才脇明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

すいません。秋元です。

ちょっと説明の意味がわからないのがありまして、私はこれは、みんなの考え方の手帳を持ってる人は無料でいいですよ。ほかの人は有料にすべきだと思ってんですよ。だけどその説明のところが、有料プランの整理が必要って、どういうことを言ってるのか。町としてこれ有料にしますって言い切れない別な条件か、契約があるのかどうか教えてください。

○委員長（才脇明美君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

総務課、田中です。

私どものほうも有料プランのほうの検討していきたくて考えているんですけども、実際に有料プランにすると、御利用者様から誰がお金を取るのかというところの整理が必要かなと思ってまして、例えば横浜市なんかでは、要は企業が直接契約して、企業が毎月お金を取ってるというやり方をしてるんですね。そういうやり方をできたらいいなと思ってますけども、そこはちょっと今後調整が必要なので、契約方法については調整が必要です、協議が必要ですよという意味合いでございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

わざわざインターネットつながなくても、防災の情報って、テレビも勝手に入ってくるじゃないですか。緊急のときは、音も鳴ったりするじゃないですか。地震のとき。聞こえないからかもしれませんが、それって本当に丁寧に説明しないと、インターネット代が高いわとかって言われるかもしれないんで、そのところの説明をしっかりとやっていただきたいと思います。

○委員長（才脇明美君）

はい、中川委員。

○委員（中川敦司君）

中川です。

昨日の総括質疑で出た質問の中で、費用の内訳ということで、システム関係などで220万円かな。それから、モバイル回線の費用が33万円みたいなそのような御答弁だったと思うんですけども、先ほどのインターネット回線の話、質問とありましたけども、それとこのモバイル回線のこの、何がどない違うのかその辺りちょっと御説明いただきたいと思います。この33万は、どういう費用なのか。モバイル回線というふうに私は聞き取ったんですけどはい。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

このモバイル回線と申しますのは、今町の施設にテレビプッシュを設置しておりまして、例えば国保診療所がありますとか、中央公民館がありますとかそういう施設に設置してるんですけども、設置している場所にインターネットの回線がないので、モバイルルーターですね、いわゆる無線のモバイルルーターをテレビプッシュの機械と一緒に設置をしております。その通信費になってます。

以上です。

○委員長（才脇明美君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

テレビプッシュつながっている公共施設っていうのはたくさんあるんですか。

○委員長（才脇明美君）

田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

総務課、田中です。

町の施設でいいますと8施設でございます。

○委員長（才脇明美君）

はい、秋元副委員長。

○副委員長（秋元美智子君）

ということは、もうこのモバイル通信という方法を使えば、さっきの耳の不自由な方でもインターネットはつながってなくても利用できるってこと。ちょっと知識的にその辺がわからないのでちょっとお聞かせください。

もう1点、有料にするのはこれ前提ですか、町としては。ただ有料の料金をどうやって集めるかは未定にしても、これ有料するのは前提になってるんですか、この計画は。そこだけお尋ねします。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

有料に関しましては、その方向で検討していきたいということでございます。で、その町が要はその利用料を取るのか、企業が直接取るのかというところがありますので、そのやり方については、検討が必要ですということになります。

○委員長（才脇明美君）

はい、永並議長。

○議長（永並 啓君）

有料じゃないと困るんですけどね、普通の。スマートシティとしては、モニターというのは、モニター期間が終われば有料なんですよ。

スマートシティでやり始めて持つてる人はい
るけど、その人たちはモニター期間が終わっ
たわけですから、そこからはそれがよかつた
ら有料で払う。嫌だったら返す、が世の常で
すよね。モニターが終わったんだったら。

でもそれでも、それを続けるというのは、
聴覚障害者の福祉の側面からするから、その
方たちには無料です。だったら理解できるん
です。

だから、基本、秋元副委員長おっしゃられ
るように、基本は有料。有料絶対だと思いま
すよ。それに関しては。

あと気をつけてもらいたいのは、サポート
してほしいのはテレビプッシュっていういろんな
情報流れてくるんですよ。いろんな情報が流
れてきて邪魔だからといってやめてる人もい
るんですよ。でもこれ、聴覚障害者の人た
ち本当に防災に特化しているわけですから、
防災情報がすごくわかりやすく、だからそこ
らへんの画面の設置とか配信される情報のこ
ととか、そこらへんも詰めないといけない。
同じようにテレビプッシュしてるからという
ことで、いろんな情報がテレビに流れてきた
ら、本当に必要なときに、それを切る人だっ
ているかもしれない。

そこら辺をもっと防災に特化するってあれ
ばイッツコムという会社と、この流れる情報
を、もうちょっと防災のところが見えるよう
にとかそういう交渉なり調整というものがこ
れから必要だと思いますけど、そこら辺は考
えておられますか。

○委員長（才脇明美君）

はい、田中総務課長。

○総務課長（田中久志君）

はい。総務課、田中です。

災害情報をどうやって取るかっていうとき
に、最近防災の基本的な考え方の中で、要は
日常事と災害時の垣根といいますか、を取っ
払っていくというそういう概念がありまして、

普段は日常的な情報を、テレビで取ってもら
う。災害のときにも同じような、情報の取り
方で災害の情報が取れるというところがこの
テレビプッシュのいいところかなあ、良い点
かなとも思いますので、その見え方とかって
いうところは企業とは調整していきたいなと
思ってますけど。基本的には今の情報配信の
やり方を継続するような形で考えております。

○委員長（才脇明美君）

はい、永並議長。

○議長（永並 啓君）

そこら辺はモニターでいろいろ調べたわけ
ですから、そのときに使われるのがモニター
の情報ですよ。使ってた人にどうでしたか。
どんなふうな情報で読みましたか。使わな
くなった人になぜ使わないんですか。そこら
辺を聞いた上で、いかに情報を精査して、大
事な情報を拾えるような形っていうものを、
整理がスマートシティの段階でそれを終わっ
てもらわないと、次の新規事業のところに、
スタートできないはずなんで、そこら辺は早
急につくっていただきたい。

○委員長（才脇明美君）

よろしいですか。

ほかに、質疑ございませんか。

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（才脇明美君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり可決と認めることに
賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（才脇明美君）

挙手全員であります。

よって、第32号議案は、原案のとおり可決
されました。

以上で、本委員会に付託された案件は全て

終了しました。

午前11時 閉会

続きまして、その他について委員間討議を行う事項が事項は何かございませんか。

いいですか。

以上で、本委員会を閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（才協明美君）

異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

はい、上浦町長。

○町長（上浦 登君）

ありがとうございました。

総務建設常任委員会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日御提案させていただきました議案に対しまして、慎重に御審査賜りまして、また適切に御決定賜りまして誠にありがとうございました。

今ですね、いろんなところでですね、御意見をいただきました。それについてもですね、しっかりとこれからですね、特に予算のところなんですけれども、執行に当たりましてですね、制度設計について、我々もですね、今日の御意見を参考にさせていただきながら進めていきたいと思っておりますので、引き続き御理解いただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○委員長（才協明美君）

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会総務建設常任委員会

委員長